

厚木市告示第338号

厚木市立あつぎ市民交流プラザの開館時間変更について

厚木市立あつぎ市民交流プラザ条例施行規則（平成25年厚木市規則第48号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり開館時間を変更する。

令和8年9月4日

厚木市長 山口 貴 裕

1 変更する理由

第80回あつぎ鮎まつり開催のため

2 変更日

令和8年10月10日（土）

3 場所及び開館時間

5階から7階までのフロア 午前9時から午後5時まで